

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・二・四〇五号新浜美ノ郷線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和二年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・二・四〇五号新浜美ノ郷線

二 都市計画を変更する土地の区域

尾道市新浜二丁目、尾道市美ノ郷町三成字釜ヶ迫

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、広島県東部建設事務所三原支所工務第一課、

尾道市都市部まちづくり推進課

四 縦覧期間

令和二年十月十五日から令和二年十月二十九日まで